

山梨県公共事業等景観形成指針

(平成3年6月20日公告)

第1 目的

公共事業の実施、公共施設の建設等(以下「公共事業の実施等」という)によって整備される施設は、大規模なものが多いため、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすものである。

したがって、公共事業の実施等に当たっては、本県の優れた自然景観や貴重な歴史的文化的景観を保全するとともに、個性豊かで魅力ある景観を創出するため、地域の景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

このため、山梨県景観条例(平成2年山梨県条例第24号)第19条第1項の規定により、公共事業等景観形成指針を定めるものとする。

第2 基本的事項

公共事業の実施等に当たっての基本的事項は、次のとおりとする。

1 遠景としての美しい山並みを県土全体の景観形成を進めうるまでの基調として位置付け、その保全のための配慮はもとより、これらの眺望に配慮した景観形成に努めるものとする。

2 地域の特性を十分に考慮し、それを生かすものとなるよう努めるものとする。

3 安全性や機能性を確保しつつ、周囲に潤いと安らぎを与えるものとなるよう努めるものとする。

4 事業計画の策定に当たっては、将来の維持管理に配慮するとともに、関連する公共事業を実施する他の事業主体との十分な連絡調整を図るよう努めるものとする。

5 地域の実情や景観形成に及ぼす影響を考慮し、緊急性や必要性をも勘案しながら、この指針の適切な運用に努めるものとする。

第3 共通指針

公共事業の実施等に当たっての共通の指針は、次のとおりとする。

1 のり面

のり面は、周囲の景観への影響を少なくするため、自然の地形に応じた構造及び形態とするとともに、緑化に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

2 撥壁

撥壁は、形態及び意匠の工夫、自然と調和した材料の使用、緑化による修景などをを行い、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

3 防護さく

防護さくは、地域の特性に応じた形態及び意匠の工夫、周囲の緑化、地域の特性に合った材料の使用など、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

4 調装

調装は、周辺の環境や用途に応じて、色彩及び意匠を工夫し、地域の特性に合った材料を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

5 照明施設

照明施設は、形態、色彩及び意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮するものとする。また、場所によっては、施設にアクセントを加え、又はそれ自体がシンボルとなるように配慮する必要もある。

6 緑の保全と緑化

人工的な構造物の突出部や圧迫感を軽減し、周囲に潤いと安らぎを与える緑化の効用を十分に考慮し、歴史を感じさせる貴重な樹木や良好な景観を形成している樹木を可能な限り伐採せずに修景に生かすとともに、地域の特性を生かした植栽に努めるものとする。

7 公共用地の占用行為

電柱・案内板、標識等の工作物の設置を目的とする道路敷地その他の公共用地の占用行為は、良好な公共空間の創出に大きな影響を及ぼすので、位置、規模、形態、色彩及び意匠について周辺の景観との調和が図れるよう指導等に努めるものとする。

8 維持管理

各施設が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行うとともに、補修及び修繕に当たっては周辺の景観との調和に配慮するものとする。

第4 施設別指針

公共事業の実施等に当たっての施設別指針は、次のとおりとする。

1 道路

道路は、人や物を運搬し、文化や情報などを伝達する最も基本的な社会基盤として県内隅々まで発達しており、その沿線には山並み、まち並み、田園など多種多様な景観が展開されている。

そのため、道路は、安全で快適な交通環境の確保とともに、景観形成のうえからも重要な役割を担っている。

したがって、その整備に当たっては、道路の持つ本来の機能に加え、地域の自然景観や歴史的文化的景観と適度に調和した、それぞれの地域にふさわしい沿道景観が形成されるよう配慮する必要がある。

このため、その整備に当たっては次の事項に配慮するものとする。

なお、創出された沿道景観を長く保ち、さらにより魅力あるものにはぐくんでいくためには、日常のきめ細かい維持管理が不可欠であるから、十分な管理体制を整えるとともに、地域の人々や利用する人々の自主的な協力態勢づくりを推進する必要がある。

(1) 路線の選定

路線の選定に当たっては、良好な景観を損なわないよう、その地域の地形、土地の利用形態及び沿道景観との調和を図り、良好な景観の保全に努める。

(2) トンネル

トンネルの坑口部は、周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠に努める。また、地域によっては、そのシンボルとして個性的な景観の表現を求める場合があり、そうした観点から配慮する必要もある。

(3) 高架橋及び歩道橋

高架橋や歩道橋は、地盤面より上方に造られ、周辺の景観に与える影響が大きいので、その色彩及び意匠が周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における道路標識、信号機、電気施設、照明施設等は、沿道の多くの景観要素を含めた全体との調和に配慮する。

(5) 街路樹等

都市部の道路においては、可能な限り連続した植樹帯や植樹マスクを設け、潤いのある空間の創出に努める。その他の道路においても、沿道の緑を有効に活用するとともに、可能な限り道路敷地の緑化を図るなど、美しい沿道景観づくりに努める。

植栽に当たっては、交通の安全に支障のない範囲内において、樹木の配置、地域の特性に応じた種類や樹高を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。

(6) 歩道及び自転車道

舗装等の形態、意匠及び材料は、地域の特性に応じた個性と統一性を持たせる。

ベンチ、モニュメント、案内板などのストリートファニチャーを設ける場合は、形態、色彩及び意匠について個性を持たせつつ、周辺の景観と調和するよう配慮する。

2 橋

橋は、道路の一部として存在するものであるが、川や谷などと一体となり特色のある風景を創造することから、地域のシンボルとして位置付けられることが多い。

したがって、安全性に加え、景観についての配慮が特に必要である。

このため、その整備に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 橋本体

周辺との調和に配慮した構造、色彩及び意匠となるよう努めるとともに、地域の自然環境、歴史的背景、文化的背景などに応じた個性豊かな景観の創出に配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

色彩や意匠は、個性を持たせつつ、橋本体との調和に配慮する。

3 河川

河川は、古くから治水及び利水の両面において地域と深い関わりを持ちながら生活や文化に大きな影響を与え、動植物の生息及び生育の場として重要な役割を果たすとともに、地域の景観に重要な影響を与える要素となっている。

したがって、自然環境を保全しながら、親水性のある緑豊かな河川の景観形成を図る必要がある。

このため、その整備に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 譲岸

治水上支障のない範囲内において、動植物の生息環境及び生育環境の保全並びに周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、工法や素材を検討する。

(2) 高水敷の利用

河川敷内の高水敷は、治水上支障のない範囲内において、緑化等による環境整備を進め、高水敷の利用による河川への親水性を高めるよう配慮する。

(3) 堤防

堤防は、原則として土堤とし、のり面には、治水上支障のない範囲内において可能な限り緑化を図る。

(4) 横門

色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) ダム

ダムは、治水や利水を目的として、水害の防止、流水の正常な機能の維持、生活用水やかんがい用水などの安定した確保等、広く地域の社会経済活動に寄与する重要な構造物であり、また、ダム湖は、地域振興の拠点として、周辺の整備に配慮し、人々の交流の場としての活用を図ることが求められているものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観に与える影響が大きい。

したがって、施設の整備に当たっては、自然環境の特性を把握し、周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。

このため、その整備に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 位置及び形式

ダムの位置や形式の選定に当たっては、事業の目的を達成し、及び安全性を確保するうえで支障のない範囲内において、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(2) のり面等の緑化

ダムの周囲は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

(3) ダム湖の周辺施設

ダム湖の保全や管理に支障のない範囲内において、周辺の景観と調和した水辺空間を創出するため、周辺施設の整備に配慮する。

5 砂防砂山施設

砂防砂山施設は、治山、治水及び土石流対策を目的として設置されるもので、その設置される地域を含め、広い流域の住民生活に大きな影響を与えるものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観と調和するよう配慮する必要がある。

このため、その設置に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 位置及び形態

安全性、機能性等に支障のない範囲内で、可能な限り周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

のり面、擁壁等の構造物の周囲は、緑化に努め、周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 親水性の確保

水と緑に囲まれた空間を人々に提供するため、水辺の緑化や親水性を考慮した工法に配慮する。

6 都市公園等

都市公園等(以下「公園」という)は、人々の交流や憩いの場、スポーツ活動やレクリエーション活動の場として

地域住民に親しまれるものとともに、自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした整備が求められている。

また、公園は、都市の良好な環境を創造するものであり、公園の周囲の景観との調和や連続性を考慮したものなければならない。

このため、その整備に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 地域の特性を生かした公園

自然、歴史、文化、産業等の地域の特性を生かした特色ある公園づくりに努める。

(2) 施設

園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、可能な限り天然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 建築物

公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域の特性を生かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 垣及びさく

可能な限り生き垣や天然の材料などを用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするよう努める。

(5) 植栽

公園の植栽に当たっては、可能な限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

7 公共建築物等

公共事業等により整備される一般行政施設、学校施設、住宅施設、集会施設などの建築物等(以下「公共建築物等」という)は、あらゆる人々と深い関わりを持つ、快適な日常生活の充足と維持に大きな役割を果たしている。

近年、人々の生活意識は効率性や機能性を求める方向から住み良さや生活の質を高める方向へと変化しており、利用する施設や身の回りの環境についても、ゆとりや文化性など魅力に満ちたものであることが期待される。

したがって、公共建築物等の整備は、快適な行政サービスを提供するとともに、周辺の地域の特徴や自然を生かし、調和を図りながら、良い風景を創造するという観点に立てるに進める必要がある。

このため、その整備に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 位置

ア 道路境界線及び隣地境界線から可能な限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を創造する。

イ 敷地内の建築物や工作物の相互の調和を図ることとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。

ウ 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とする。

(2) 形態

ア 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態とする。

イ 建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 色彩

ア 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。

イ 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との調和を図る。

(4) 意匠

ア 地域の特性に応じた落ち着いた雲団気を感じさせ、かつ、全体的にまとまりがある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮する。

イ 建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び压迫感を軽減するよう努める。

ウ 外壁又は屋上に設ける設備は、目立たないように設置し、建築物の本体及び周辺の景観との調和に配慮する。

エ 屋外階段、ベランダ等建築物の本体と一体を成すものを設ける場合には、建築物の本体との調和に配慮する。

(5) 材料

ア 耐久性及び耐候性に優れ、周辺の景観との調和に配慮した材料を使用する。

イ 個性的で特色ある景観を形成している地域等においては、地域の特性に合った材料の活用に努める。

(6) 敷地の緑化

敷地内は、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮し、潤いのある空間の創出を図る。

(7) その他

ア 付属施設

車庫、倉庫等の付属施設は、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とするとともに、生け垣など天然の材料の活用に努め、潤いのある空間の創出を図る。

イ 外構

垣、さく、堀、門等の外構は、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とするとともに、生け垣など天然の材料の活用に努め、潤いのある空間の創出を図る。

ウ 駐車場

天然の材料の活用や緑化等に努め、潤いのある空間の創出を図る。

エ 電柱、電線路等

可能な限り地下埋設方式とし、やむを得ず地下埋設方式を探ねない場合には、形態の簡素化を図るなど、目立たないよう工夫する。

オ 煙突等

すっきりした形態及び意匠とし、周辺の景観に調和した色彩とする。